

西尾市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市（以下「市」という。）の行政事務の就業体験を通じて、学生の就業意識の向上を図るとともに、市政に対する理解を深めることを目的に実施する就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 インターンシップの対象者は、市職員を志す意欲があり、短期大学、大学、大学院等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「学生」という。）とする。

(受入期間)

第3条 インターンシップの受入期間は、原則として2週間以内とし、市と大学等又は受入が決定した学生（以下「実習生」という。）が協議のうえ決定する。

(受入計画)

第4条 市長は、学生を受け入れることができる所属、受入期間、人数等を明らかにした受入計画を作成するものとする。

(受入手続)

第5条 インターンシップを希望する学生は、西尾市インターンシップ申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、受入の可否を決定し、当該学生の在学する大学等及び学生に通知する。

3 市長は、インターンシップの実施にあたっては、予め実習生が在籍する大学等と覚書を締結する。

4 実習生は、誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員としての身分を有しない。

(報酬等)

第7条 市は、実習生に対し報酬、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(遵守事項)

第8条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、実習生の在学する大学等は、実習生に対する監督責任を負うものとする。

(1) 実習生は、市職員の指示に従い、実習中は実習に専念しなければならない。

(2) 実習生は、市の信用を傷付け、若しくは不名誉となる行為又は職場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(3) 実習生は、実習中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、実習終了後

においても同様とする。

- (4) 実習生は、実習中の成果を公表しようとするときは、予め市長の承認を得なければならない。

(災害時への対応)

第9条 実習生の在学する大学等又は実習生は、傷害保険に加入しなければならない。

- 2 市の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び実習生への往復途上での災害に対しては、実習生の在学する大学等及び実習生の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

第10条 実習生の在学する大学等又は実習生は、賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 実習生は、受入期間中に故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負い、実習生の在学する大学等は誠意を持ってその解決に当たらなければならない。

(インターンシップの中止)

第11条 市長は、実習生が第8条の規定に違反した場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、直ちにインターンシップを中止することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

西尾市インターンシップ申込書

写真欄
縦4cm×横3cm

西尾市長

西尾市インターンシップ実施要綱第5条第1項に規定に基づき、下記のとおり西尾市インターンシップ申込書を提出します。

記入年月日 令和 年 月 日

ふりがな			性別（※記載は任意）
氏名			
生年月日	年 月 日（ 歳）		
住所	現住所	〒 - TEL（ ） - Mail	
	緊急連絡先 （帰省先）	〒 - TEL（ ） - Mail	
大学等	（ ）大学・大学院・専門学校 （ ）学部（ ）学科（ ）年生		
専攻内容 （大学等で専門的に学んでいること）			
志望動機 （西尾市を選んだ理由等を具体的に）			

（裏面あり）

将来の進路志望				
実習希望	第一希望	希望番号	希望期間	選択理由
			月 日	
		コース名	から	
		コース	月 日 まで	
	第二希望	希望番号	希望期間	
			月 日	
		コース名	から	
		コース	月 日 まで	

誓約書

私は西尾市において、実習するにあたり、以下について誓約します。

- 1 実習上知り得た秘密を実習中又は実習後において一切漏らしません。また、インターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ます。
- 2 インターンシップ期間中は、西尾市職員の指示に従い、実習に専念します。
- 3 西尾市の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為は一切いたしません。
- 4 西尾市の責めに帰さない事由により生じた実習期間中の災害及び実習先への往復途上での災害に対しては、在学する学校及び自らの責任において解決します。
- 5 実習期間中に故意又は過失により西尾市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負い、在学する学校及び自らの責任において解決するとともに、西尾市に対しその損害を速やかに賠償します。
- 6 上記の事項を守らなかった場合その他実習を継続し難い事由が生じた場合、実習期間の途中であっても直ちに実習を中止するものとし、異議申し立ては行いません。

年 月 日

西尾市長

実習生

学校名 _____

学年 _____

自宅住所 _____

氏名 _____

(第5条関係)

西尾市インターンシップに関する覚書

西尾市インターンシップ実施要綱第5条第3項の規定に基づき、西尾市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおりインターンシップに関する覚書を締結する。

(実習生の派遣及び受入)

第1条 乙は、別表に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

(実習生の氏名等)

第2条 実習生の氏名、受入期間及び受入職場は別表のとおりとする。

(実習生の身分)

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

(報酬等)

第4条 甲は、実習生に対して、報酬、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(守秘義務)

第5条 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。受入期間終了後も同様とする。

2 乙は、前項の規定による守秘義務の遵守について、監督責任を負うものとする。

3 実習生は、インターンシップの成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(実習に専念する義務)

第6条 実習生は、受入期間中、市民への対応、勤務態度等に細心の注意を払い、受入職場の指導担当職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、甲の信用を傷付け、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(災害時への対応)

第8条 甲の責めに帰さない事由により生じた受入期間中の実習生に係る災害及び受入職場への往復途上での災害に対しては、乙及び実習生の責任において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償への対応)

第9条 実習生は、受入期間中に故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入している賠償責任保険等にて対応し、乙は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 第5条から前条までの規定を遵守するため、乙は実習生に対して、甲への誓約書を事前に提出させなければならない。

2 実習生は、実習終了後1月以内にインターンシップに関する感想等をまとめた報告書(別記様式)を甲へ提出するものとする。

(打ち切り)

第11条 甲は、実習生が第5条から第9条までの規定に違反する行為を行った場合その他インターンシップの実施を継続し難い事由が生じた場合は、受入期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
西尾市長 中村 健 印

乙 所在地
名称
代表者名 印

別表

実習生氏名		
受入期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
受入時間		
受入職場	所在地	
	部課名	
	責任者	
受入条件	傷害保険及び賠償責任保険に加入	
市側連絡先	担当者	総合政策部人事課人事担当
	連絡先	TEL 0563-65-2152
学校側連絡先	担当者	
	連絡先	
その他特記事項		

別記様式

西尾市インターンシップ報告書

西尾市長

西尾市インターンシップに関する覚書第10条第2項に基づき、下記のとおり西尾市インターンシップ報告書を提出します。

記入年月日 年 月 日

ふりがな	
氏名	
在学大学等	() 大学・大学院・専門学校 () 学科 () 年生
実習期間及び所属	月 日～ 月 日 () 課 月 日～ 月 日 () 課
実習の感想	(指導者の教え方) (実習を通じて感じたこと) (現時点における西尾市職員を志す意欲)